

昔の話から、再び、今どう生きるかの話へ＝生活保護も大変と

「生活保護の増加にどう立ち向かうか」と「市民」を煽る輩

テレビ番組のまやかしと行政の現実逃避が大きな問題

先週だったか、もう先々週のことになるのか、不確かですが、テレビで「生活保護急増、大阪市は大変」みたいな番組が放映されていました。

「生活保護費の財政負担増にどう立ち向かうか」を考えるための材料提供のつもりでしょうが、どうみても生活保護受給者を切り縮める誘導番組としか見えませんでした。

第一に、提供された情報にごまかしがあります。保護を受けている世帯の類型別（高齢・障害・その他）の円グラフが示されました。それによると、働ける能力があると想像される「その他」世帯が、7割近くを占めているように見えます。しかし、そのすべてが、就労指導の対象になっているのかというと、そうではなく、就労指導の対象になっているのは50歳代までで、60歳から65歳までの年齢の人は、就労指導ではなく、個人の自発性に委ねられています。65歳以上の人は、働くことを期待されてはいても、基本的には「稼働年令」ではないとされています。

番組が「問題」としているのが、働くことが出来る

可能性の高い人の生活保護受給であるとすれば、冒頭に示された円グラフは、就労指導対象者数の占める割合とはことなるものを示したものであり、「問題」を過大に社会に伝えたまやかし報道であるといえます。

生保受給者の求職活動が、現在の雇用情勢によって、中々実らないことが示されたと同時に、東京の事例で、長期にわたる支援が必要だということが伝えられていたように思いますが、雇う側が、基本的には安く雇いたい、必要なときだけ働いてもらいたいと考え、現実にもうしていることが十分番組の中では伝えられていませんでした。就労しても、生活保護を上回る収入が得られる可能性は低く、番組で伝えられた就労促進が成功した場合の架空計算のように、生保受給者が納税者となつて保護費の将来的軽減になるとは考えられません。

問題なのは、一人あたりの働いて得られる収入額が減り続けていることであり、安定した生活をまかなえる収入をもたらず働く場が不足していることです。

少なくとも、特掃の年令制限が無くなり、月15日就労が実現するまでは、生活保護の活用は避けられません。

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることとなります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。